

充実した総合法律支援を実施するための
方策についての有識者検討会
第8回会議
議事録

第1 日 時 平成26年6月11日(水) 自 午後1時03分
至 午後1時27分

第2 場 所 東京地検1501会議室

第3 議 題 充実した総合法律支援を実施するための方策についての
有識者検討会報告書－とりまとめ－について

○伊藤座長 定刻でございますので、ただいまから有識者検討会第8回会議を開催いたします。皆様方におかれましては、御多忙のところ、また、お足元が悪いところを御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 本日は、有識者検討会の報告書（案）のご検討をお願いいたします。この中身は、前回の第7回検討会におきまして、座長私案に対して各委員から御意見を頂戴したところでございますけれども、前回からの変更点について、見え消しの形で記載させていただいているところでございます。

報告書（案）の中に、幾つかの色を使って修正しておりますけれども、ちょっと御説明をいたしますと、赤字で記載したところが6月6日の検討会で、委員の皆様から御意見をいただきまして、これに従う形で修正をした部分でございます。緑色は、前回の検討会の後、平川委員から枠外部分への記載の御要請があった部分でございます。それから、黄色で塗った部分は関係機関からの御意見でございます。茶色が1カ所ございますけれども、1ページのところですが、財政当局のほうからの御意見でございます。それから、青色で直してあるところは、事務局において、主に体裁を整える趣旨で修文をした部分でございます。

主たる修正部分について、順次、御説明をしたいと思います。

まず、1ページの「はじめに」とあるところの最下段、一番下の部分ですが、財政当局からの御意見で、本報告書の枠内、枠外の記載についての意味合いについて、はっきりわかるようにということで、記載しております。全て細かいところまでは御説明いたしませんので、主たる部分について御説明をいたしますが、3ページの枠内部分、真ん中からちょっと上のほうに赤字で記載しておりますが、これは前回の検討会で田島委員のほうから御意見を頂戴いたしまして、福祉機関等に医療機関を入れた上で定義付けをしているところでございます。

次に、4ページ枠内のところでございますが、一番下のほうに、先回の細田委員の意見を反映いたしまして、弁護士会等に司法書士会を入れた上で定義付けをしたものでございます。それから、あとは形式的な修正が続くところでございますが、16ページの枠内、上のほうに赤字で「行政機関・民間支援機関」と書かせていただいておりますが、これは先回の会議で平川委員から御意見をいただいた部分を反映いたしまして、犯罪被害者を保護・支援する機関として、民間支援機関を明示したものでございます。

次に、18ページ枠外の部分でございますが、青字で事務局のほうで修正をした部分がございます。これは文章として、前段と後段がつながっていなかったことから、後段を削除したものでございます。

それから、20ページから21ページにかけての枠外の部分でございますが、赤字で前回御検討いただきました弁護士の複数選任についての修正でございます。OJTの視点を加えたほか、「必要な場合に」との文言を加えております。

それから、同じく21ページに緑色の修正がございますが、これは先回の検討会が終わった後、平川委員のほうから御要請がございまして、これを反映した部分でございます。

DV・ストーカー被害者に対するワンストップサービスの重要性について記載したものでございます。

さらに、その下、一番下のところにも同様、平川委員の御要請による修正がございまして、精通弁護士の教育に対する一般的な御意見を記載したものでございます。

22ページの枠内でございますが、この赤字で修正したところは前回の検討会での和田委員の意見を反映したところございまして、法テラスの受託業務を拡大するメルクマールについて、事業規模の観点、事業内容の観点を明示的に記載しております。

それから、25ページの枠内、これも先回の検討会で和田委員のほうから御意見をいただいた部分でございますが、一部の弁護士会との間で理解不足が生じていることに関する言い回し、また、これは一番枠の下の部分ですけれども、スタッフ弁護士に関する問題解消等のために関係機関が検討することが必要であることなどを記載したものでございます。

それから、30ページでございますが、これは「おわりに」の部分でございますけれども、田邊委員のほうから御意見がございまして、最終的には座長において取りまとめられたとおり、スタッフ弁護士の役割についての記載を修正しております。

そのほか、細かくは御説明いたしませんでしたが、体裁を整える等の趣旨でございまして、若干の誤字、脱字、その他、てにをは関係などについての修正をしているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○伊藤座長 ただいま松井さんから説明がございましたように、従来の議論をより正確に反映する、あるいは、その中に含まれますが、前回御指摘いただいた部分についての記述の訂正などが中心でございますが、順次、内容について御確認いただき、御意見があれば、承りたいと思います。

まず、「はじめに」の部分でございますが、ここでは1ページの一番下のところで、茶色の部分の指摘がございます。内容はすぐおわかりいただけますように、この報告書の枠内、枠外の記述の趣旨を明確にするという視点から、財政当局よりの御指摘があり、私もそのとおりと理解いたしましたので、その点を明確にするために、このような形で取りまとめたいかと思いますが、この点はいかががでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次に第2の方策に関してですが、このあたりは田島委員の前回の御指摘で、枠内について若干の修正、それから、4ページのあたりで細田委員の御指摘で、同じく枠内について、下から4行目あたりのところで修正がございまして。この第2の方策に関する部分で何か御意見や御指摘はございますか。

どうぞ。

○淵上委員 3ページ目の囲み部分の4行目に、「認知症や知的障害等により判断能力が十分でない等の事情から」ということで、この表現ですと、後見とか、保佐とか、補助相当の方を意味するように限定されているようにも読めるのですが、議論の流れからいきますと、もう少し広がったのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○伊藤座長 この点、私が理解する限りで、皆様の共通認識としては、ただいま淵上委員がおっしゃった法的な意味での後見などの対象者ということに限定する意味ではなくて、ここで認知症等が書かれておりますが、そのような実質を意味することに加え、「等」が入っておりますので、外縁を限定的に解することではなくて、「判断能力が十分でない等」

という表現になっているものと理解しておりましたが、いかがでしょうか。そういう私の認識で、従来のここでの議論が共有されているのであれば、ただいまの御指摘のようなことかと思いますが、よろしゅうございますか。

ほかにはこの2のところで何か御意見ございますでしょうか。よろしければ、2の1、5ページのあたりの枠囲いの後はいいとして、2の(2)の大規模災害の被災者に対しての方策というあたり、このあたりも若干の修正がございしますが、なお、何か御意見があれば、承りたいと存じます。

それから、14ページの(3)のADRの関係も何か御意見ございますか。

よろしければ、16ページ以下のDV・ストーカー等に関する関係の取りまとめでございしますが、これも若干の修正がございしますが、枠囲いの中については、従来の議論を正確に反映する、枠囲いの外に関しては、従来の議論の経緯をそれぞれ記述する、こういう基本的視点から若干の修正をしておりますし、特に21ページのあたりでは、記述をつけ加えておりますが、これも従来この場で述べていただいた御意見を正確に反映するという趣旨からの追加と私は理解しております。

よろしければ、22ページ以下の3、日本司法支援センターの関係の受託業務についてでございますが、ここでも前回の御指摘に従って、枠囲いの中については、ここでの議論が正確に反映されるような記述に修正をしておりますし、枠囲いの外、議論の経緯につきましても、若干の修正がございしますが、いかがでしょうか。

もしよろしければ、25ページの4、スタッフ弁護士に関連する記述でございますが、これについても枠囲いの内外に関して、若干の文言の修正がございしますが、前回までの御意見を反映したものと理解しておりますが、いかがでしょうか。

よろしければ、28ページ、その他総合法律支援の実施に関連する事項に関して、ここは文言の修正にとどまるかと思いますが、何か御意見がございましてでしょうか。

よろしければ、30ページ、第3「おわりに」というあたりで、下から3段落目のところで、これも従来の議論を正確に反映するための記述の訂正がございしますが、その点も含めまして、何か御意見ございますか。

よろしいでしょうか。一通り、それぞれの項目に従いまして、御意見をお願いし、また、御了解を得ましたが、全体を通して何か御指摘、御意見があれば、承りたいと存じます。

よろしいですか。それでは、今回お示しいたしました、報告書(案)の内容につきましては、委員の皆様から御了解を得たものとして、取扱ってよろしゅうございますか。

ありがとうございました。報告書につきましては、後ほど事務局から説明があると思いますが、今後、事務局を通じまして、法務大臣に報告していただきます。

なお、本日、内容および記述等について、御確認いただきましたが、なお、実質的な内容の変更とならない細かな表現や字句の修正等にもし気がつきました折は、大変恐縮でございますけれども、私と事務局に御一任いただけますでしょうか。もちろん実質にわたらないように、十分に留意をいたします。

それから、類似のこととございますけれども、形式ですとか、表現ですとか、こういったことにつきまして、委員の皆様個別に御相談をしたり、御意見を伺うということも場合によってはないとは言えませんが、その際にもよろしく御協力をお願い申し上げます。

さて、それでは、大変充実した内容の御審議を短期間で頂戴することができました。こ

の検討会は、今回をもって閉会ということになりますが、一言座長から御挨拶を申し上げたいと思います。

3月18日にこの検討会を立ち上げまして、本日までわずか3カ月弱ということになります。その間、8回の検討会を開き、また、被災地におけるヒアリングを実施いたしました。私が経験した限りでも、こういう短期間にこれだけ多数の会議などを開いて、充実した審議をお願いしたことが余り記憶にございません。また、委員の皆様の中でも、特に長崎、福岡、高知、静岡と、遠隔地で御活躍の委員もいらっしゃいますので、この会議に御出席いただき、御意見を述べていただくだけでも、大変御苦労、御負担があったのではないかと存じます。そういう点では、感謝申し上げるとともに、いささか申しわけなく感じる次第でございます。

しかし、その御尽力の結果として、これまで一般的には余り議論がされてまいりませんでした、総合法律支援に係る重要なテーマにつきまして、活発な御議論をいただき、その結果として、高齢者、障害者、大規模災害被災者、DV・ストーカー被害者等への法的支援の問題について、本日、積極的な提言を取りまとめることができたと思います。この点に関しまして、委員の皆様方に対して、私から重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

そこで、本日の取りまとめられました報告書を、事務局から法務大臣に提出することになりますけれども、是非適切に施策に反映されますよう、当局には御検討をお願いしたいと存じます。

最後に、事務局から今後の予定等についての説明をお願いいたします。

○**松井参事官** 今後の予定について御説明を申し上げます。先ほど取りまとまりました、「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会報告書」につきましては、本日中に法務大臣に御提出、御報告する予定でございます。

これとあわせまして、この報告書につきましては、当省のホームページに掲載するとともに、報道機関に公表する予定でございます。

続きまして、議事録の作成についてですが、事務局において原案を作成した後、委員の皆様にご内容を御確認いただき、委員長に全体を御確認いただいてから公表することとしたいと存じます。御了承願います。

○**伊藤座長** それでは、以上をもちまして、有識者検討会を終了いたします。

先ほど申しましたように、委員の皆様方、そして、それぞれの会において御説明をいただいた関係者や関係機関の方々に対しまして、もう一度御礼申し上げます。ありがとうございました。

—了—